

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成二十一年七月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	指定年月 日
株式会社Y AMADA	天理市櫛本町二 三七五―一 馬 場ハイツ三〇一	ヘルパース テーション バンビ	天理市櫛本町 二三七五―一 馬場ハイツ 三〇一	居宅介護 重度訪問介 護	平成二十 一年七月 一日
社会福祉法 人在友会	北葛城郡上牧町 上牧九〇〇―一	フレンズま きば	北葛城郡上牧 町上牧九〇〇 ―一	生活介護 施設入所支 援 短期入所 就労継続支 援（B型）	平成二十 一年七月 一日
社会福祉法 人綜合施設 美吉野園	吉野郡大淀町下 渕六二九	大淀授産所	吉野郡大淀町 下渕一三八七 ―二	生活介護 施設入所支 援 就労移行支 援（一般） 就労継続支 援（B型）	平成二十 一年七月 一日
社会福祉法	吉野郡大淀町下	大淀園	吉野郡大淀町	生活介護	平成二十

人綜合施設 美吉野園	吉野郡大淀町北 野五六―七 あん	株式会社ば あん	社会福祉法 人在友会	社会福祉法 人福與会
下 一 二	吉野郡大淀町 北野五六―七	株式会社ば あん	北葛城郡上牧町 ういんぐ	大和郡山市山田 きづな苑
施設入所支 援	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護	共同生活介 護	生活介護 施設入所支 援	短期入所 援
平成二十 一年七月 一日	平成二十 一年七月 一日	平成二十 一年七月 一日	平成二十 一年七月 一日	平成二十 一年七月 一日